

令和 6 年 5 月 2 7 日

保健福祉政策部保健福祉政策課

世田谷区地域保健福祉推進条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

現在、兼任体制にある世田谷区保健福祉サービス苦情審査会（以下「苦情審査会」という。）と世田谷区保健福祉サービス向上委員会（以下「サービス向上委員会」という。）について、委員の改選時期に6か月のずれがある。委員の委嘱及びその調整を円滑に行うため、改選時期を合わせる主旨の改正条例を令和6年第2回区議会定例会へ提案する。

2 改正内容

第26条に2年と定める苦情審査会の委員の任期の特例として、任期の初日が令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間に属する場合は、その任期の終期を令和8年3月31日とする規定を附則に追加する。

<改選時期に就任した場合の任期（改正前・改正後）>

附属機関	改正前任期	改正後任期
苦情審査会	令和6年10月1日～ 令和8年9月30日	令和6年10月1日～ <u>令和8年3月31日</u>
サービス向上委員会	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	変更なし

3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

公布日から施行する。

5 今後のスケジュール

令和6年6月 第2回区議会定例会（改正条例案を提案）
改正条例公布及び施行

6 参考

<苦情審査会・サービス向上委員会 委員名簿（現員5名）>

氏名	職（所属）	備考
秋元 美世	大学特任教授	会長
廣井 雄一	大学准教授	副会長
鈴木 慶子	社会福祉士	委員
志水 三輪子	弁護士	委員
小泉 孝夫	医師	委員

新旧対照表（世田谷区地域保健福祉推進条例の一部を改正する条例）

改正後	改正前
○世田谷区地域保健福祉推進条例 平成8年3月13日条例第7号 (世田谷区保健福祉サービス苦情審査会) 第26条 保健福祉サービス等の適用又は提供に係る区民からの苦情を的確に処理するため、区長の附属機関として世田谷区保健福祉サービス苦情審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 審査会は、人格が高潔で、保健、医療、福祉、法律等の分野において優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、同年10月1日から施行する。 2 第5章の規定は、平成8年10月1日以後に生じた事実に係る申立てについて適用する。 <u>3 審査会の委員の任期の初日が令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間に属する場合の第26条第3項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「令和8年3月31日まで」と読み替えるものとする。</u> <u>附 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	○世田谷区地域保健福祉推進条例 平成8年3月13日条例第7号 (世田谷区保健福祉サービス苦情審査会) 第26条 保健福祉サービス等の適用又は提供に係る区民からの苦情を的確に処理するため、区長の附属機関として世田谷区保健福祉サービス苦情審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 2 審査会は、人格が高潔で、保健、医療、福祉、法律等の分野において優れた識見を有する者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、同年10月1日から施行する。 2 第5章の規定は、平成8年10月1日以後に生じた事実に係る申立てについて適用する。 <u>(新設)</u>

1 苦情審査会について

(1) 設立目的及び経緯

苦情審査会は、保健福祉サービス等の適用、又は提供に係る、区民からの苦情を的確に処理するため、平成8年4月に区長の附属機関として条例に基づき設置された。区長への保健福祉サービス等に関する苦情申立てに対して、区長から苦情審査会に諮問を受けた場合に、苦情審査会は苦情申立人への面談や所管課との面談等による審査を行い、合議により作成した意見を区長に述べる。

(2) 開催回数

諮問を受けた場合に、都度開催する。(令和4年度3回、令和5年度1回)

2 サービス向上委員会について

(1) 設立目的及び経緯

サービス向上委員会は、事業者等が提供する福祉サービスの向上に関し、区による必要な支援、指導等に関する事項について調査審議するために、平成18年4月に条例に基づき設置された。令和4年度からは全区版地域ケア会議のテーマである8050問題や金銭管理問題のように、包括的に支援が必要となり、かつ苦情相談につながらず表面化しづらいような課題解決に向けた検討を行っている。

(2) 開催回数

年3～4回定期開催(令和4年度4回、令和5年度3回)

3 苦情審査会とサービス向上委員会の委員兼任について

令和2年3月に、「苦情審査会とサービス向上委員会の連携による質の向上の取り組み」について、第7期サービス向上委員会から提言を受けた。サービス向上委員会が発足した平成18年当時と比較して、各所管課における事業者への指導及び支援体制が整備された点も踏まえて、新型コロナウイルス感染拡大によるサービス向上委員会の休止期間に、両附属機関の運営方法の見直しの検討を行った。

両附属機関は、保健福祉サービスの質の向上という共通の目的に対して検討を行っている。両附属機関の委員兼任により、苦情から政策課題まで幅広く情報が集まることで課題解決に向けた相乗的な効果を生むと考え、令和4年4月に兼任体制を発足させた。また、サービス向上委員会にて全区版地域ケア会議のテーマを調査審議することと並行して、諮問が生じた場合に機動的に苦情審査会を開催できるため、兼任により効率的な附属機関の運営を果たしている。